

☆福岡県、医ケア児支援センター 4 月開設 一時預かりや産後の母子入所も

【西日本新聞 me】 2022/1/4

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/856441/>

＞ 福岡県は、人工呼吸器による呼吸管理や、たんの吸引などが恒常的に必要な医療的ケア児（医ケア児）と、その家族を総合的に支える「医療的ケア児支援センター」を 4 月に同県新宮町に新設する方針を固めた。昨年 9 月の医療的ケア児支援法施行を受けた開設だが、同法の水準より手厚い医ケア児の一時預かりや、出産後の母子入所の機能も備える計画。医ケア児は増加傾向にありながら社会の支援態勢は不十分で、家族の負担が大きい現状の改善を図る。九州では佐賀県や大分県も、医ケア児の支援拠点を 2022 年度中に開設することを決めている。

福岡県によると、同県のセンターは肢体不自由の子どもを受け入れている「県こども療育センター新光園」内に開設する。既に医師や看護師が配置され、短期間の宿泊ができる環境も整っているからだ。新たに社会福祉士を常駐させ、さまざまな相談を一元的に受けるワンストップ型の窓口を設置。医療、保健福祉、教育などの専門機関とも連携する。

医ケア児の一時預かりは、毎日の介護に追われ、精神的にも追い込まれがちな家族に休息を取ってもらいたい。出産後の母子入所は、集中治療室（ICU）を経てすぐに在宅に移行すると親の心身の負担が大きいと、看護師が助言しつつ、日々の生活をスタートできるようサポートする。

医ケア児は、新生児の救命率上昇などを背景にこの 10 年で倍増し、厚生労働省の 20 年の推計では、全国で約 2 万人が在宅で生活している。福岡県内は昨年 5 月に県が初めて集計し、760 人を把握した。寝たきりの子や、走ることができる子など症状は多様だが、異なるニーズに応える社会の受け皿は十分とは言えず、希望する学校に通えなかったり、付きっきりの介護で親が退職に追い込まれたりといった問題が起きている。

同法はこうした実態を踏まえて施行され、児童福祉法で努力義務にとどまっていた自治体の支援を「責務」と規定。家族らの相談に応じる支援拠点の開設を都道府県に求めている。

...などと伝えています。

